

養育費不払い解消議論へ

上川陽子法相は10日、父母の離婚に伴う子の養育のあり方に関する法制度の見直しを法制審議会に諮問した。約140万とされるひとり親世帯の半数が貧困状態であり、離婚後の養育費不払いがその要因の一つとなっている実態を踏まえ、養育費不払い解消に向けた方策が主な論点となる。夫婦双方が子の養育に携わる

「共同親権」を離婚後も認めるかどうかについても議論される見込み。

民法は、離婚時に養育費などを夫婦の合意で取り決めると定める。だが、強制力はなく、取り決めがなされないとこれが養育費不払いの一因とされる。法務省の有識者会議が2020年12月にとりまとめた報告書は、養育費の請求権を民法

に規定して子の権利として明確化することや、離婚届とあわせて養育費の取り決めを届け出る制度の創設、預貯金を差し押さえるなど強制的な取り立て手続きの負担を軽減する措置の導入などを検討項目に挙げた。

上川法相は諮問に際し、「子を第一に考える視点で、実態に即した検討を期待する」と述べた。【村上尊一】